

## 由仁町住宅情報バンク実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、町内における空き家・空き地情報の収集及び民間賃貸住宅所有者等と調整・連携を図り、これら情報を利用希望者へ提供することにより、本町への定住の促進と地域の活性化を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 事業の実施主体は、由仁町（以下「町」という。）とし、その運営を由仁町移住交流支援センター（以下「センター」という。）運営受託法人に委託して実施するものとする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 主に居住を目的として建築し、現に居住していない町内にある良好な管理状態にある住宅（近く居住しなくなる予定のものを含む。）及びその敷地
- (2) 空き地 住宅、店舗等の建築に適した町内の良好な管理状態にある更地（近く更地となる予定のものを含む。）
- (3) 所有者（次号を除く。） 空き家又は空き地に係る所有権又は売買若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者
- (4) 民間賃貸住宅所有者等 町内に所在する民間賃貸住宅の所有者又は賃貸を行うことができる権利を有する者
- (5) 利用希望者 本町への定住を目的に、空き家の購入若しくは賃借、若しくは空き地の購入若しくは賃借を希望する者
- (6) 住宅情報バンク 空き家若しくは空き地の売却若しくは賃貸を希望する所有者及び町内に所在する民間賃貸住宅情報の掲載を希望する民間賃貸住宅所有者等からの申込みにより空き家、空き地又は民間賃貸住宅に関する情報を登録し、これを必要と認める範囲内で公開し、又は提供する仕組みで、通称を「ゆに住まいNavi」とする。

### (適用上の注意)

第4条 この要綱は、この要綱によらない空き家及び空き地の取引を妨げるものではない。

### (所有者の登録)

第5条 住宅情報バンクに登録をしようとする所有者は、由仁町住宅情報バンク所有者登録申込書（様式第1号）をセンター長に提出しなければならない。

2 センター長は、前項の規定による申込みがあったときは、現地調査及び町関係課から

の聴き取りなどを実施し、その内容を審査し、適当と認めるときは、由仁町住宅情報バンク登録台帳に登録し、由仁町住宅情報バンク所有者登録完了通知書（様式第2号）により前項の申込書を提出した者に通知するとともにその旨を町長に報告するものとする。

（登録内容の変更の届出）

第6条 前条第2項の規定により登録を受けた者は、当該登録の内容に変更があったときは、遅滞なく、由仁町住宅情報バンク所有者登録変更届（様式第3号）をセンター長に提出しなければならない。

（登録の抹消）

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家・空き地バンクの登録を取り消すものとする。

- （1）由仁町住宅情報バンク登録抹消届（様式第4号）が提出されたとき。
- （2）登録者が死亡したとき。
- （3）登録内容に虚偽があったとき。
- （4）住宅情報バンクに登録した日から2年を経過したとき。ただし、改めて登録の申込みを行うことにより再登録した場合は、この限りではない。
- （5）その他センター長が登録を適当でないとするとき。

2 センター長は、前項の規定により住宅情報バンクの登録を取り消したときは、由仁町住宅情報バンク登録抹消通知書（様式第5号）により当該登録を受けていた者に通知するとともにその旨を町長に報告するものとする。

（情報提供）

第8条 センター長は、必要に応じて、所有者及び利用希望者に対して、住宅情報バンクに登録された情報を提供するものとする。

（個人情報の取扱い）

第9条 第5条第2項の規定による登録台帳に登録された個人情報の取り扱いについては、由仁町個人情報保護条例（平成13年由仁町条例第22号）に定めるところによる。

（所有者と利用希望者の交渉等）

第10条 町長及びセンター長は、所有者及び利用希望者が行う空き家又は空き地に関する売買若しくは賃貸借の交渉又は契約については、これに関与しないものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月18日から施行する。